

資 料

## イギリス2006年会社法 (11)

イギリス会社法制研究会  
(代表者 川 島 いづみ)

菊 田 秀 雄

川 島 い づ み

中 村 信 男

## イギリス2006年会社法 (11)

### 第35編 会社登記官 (THE REGISTRAR OF COMPANIES)

〔解 説〕(第1059A 条～第1079条)

本編は1985年会社法第24編をほぼ置き換えるものであり、会社登記官の基本的な職務について規定する。会社登記官の職務は現在、イングランド及びウェールズ、スコットランドにおいて会社登記所(Companies House)がこれを務める。アイルランドにも同様の登記所が存する<sup>(1)</sup>。

本編の目的は、登記官による会社関係記録の管理および公開にかかる制度を整備することであり、2006年法は、CLR による多数の勧告<sup>(2)</sup>を反映するかたちで、かかる目的のための新たな規定を盛り込んでいる<sup>(3)</sup>。

また本編は、2009年に改正がなされている<sup>(4)</sup>。これは会社または外国会社以外の法人にかかる文書または登記官の職務について本編の適用を拡張するものであり、その結果として、本編の各規定の適用関係を明らかにするために第1059A 条が挿入された。

本編第1059A 条ないし第1079条の規定は、第1063条は2007年4月6日より、第1068条第5項は2007年1月1日より施行されているが、残る規定は改正部分も含め2009年10月1日より施行されている。

---

(1) DTI, Explanatory Notes on the Companies Act 2006, para. 1365.

(2) The Company Law Review Steering Group, MODERN COMPANY LAW For a Competitive Economy Final Report VOLUME I (URN01/942), paras., 11. 38-11. 58.

(3) Palmer's Company Law : Annotated Guide to the Companies Act 2006 (2nd ed.), 2009, p. 895.

(4) the Companies Act 2006 (Part 35) (Consequential Amendments, Transitional Provisions and Savings) Order 2009 (SI 2008/1802).

〔条 文〕

**本編の枠組み (Scheme of this Part)**

**第1059A 条 本編の枠組み (Scheme of this Part)**

- (1) 本編の枠組みは次に定めるところによる。  
 (2) 以下に掲げる条項は、一般的に（登記官、登記官の職務全般、法規に基づき登記官に送付されるかまたは登記官が発行する文書に対して）適用される。

第1060条第1項第2項および第1061条第4項ないし第1063条第5項（登記官）

第1068条ないし第1071条（登記官への文書の送付）

第1072条ないし第1076条（適切な送付にかかる要件）

第1080条第1項第4項および第5項ならびに第1092条（記録の作成及び保存）

第1083条（原本の保存）

第1108条ないし第1110条（使用言語要件：字訳 (transliteration)）

第1111条および第1114条ないし第1119条（補則）

- (3) 以下に掲げる条項は、会社に関連して（会社に対してあるいは本法の目的に照らして）適用される。

第1060条第3項および第4項（本法における登記官の意義）

第1064条および第1065条（設立証書）

第1066条（会社の登記番号）

第1077条ないし第1079条（一定の文書の受領にかかる公示）

第1080条第2項第3項、第1081条、第1082条および第1084条（登記）

第1085条ないし第1091条（登記の調査）

第1093条ないし第1098条（登記事項の修正または抹消）

第1106条（翻訳の任意提出）

第1112条および第1113条（補則）

- (4) 以下に掲げる条項は、当該条項の定めに従って適用される。

第1067条（外国会社の英国拠点 (UK establishments) における登記番号）

第1099条ないし第1101条（登記官による会社商号インデックス）

第1102条ないし第1105条および第1107条（使用言語要件：翻訳）

- (5) 別段の定めがある場合を除き、本編の規定は本条第1項に定める会社と同様に外国会社にも適用される。

**登記官 (The registrar)**

**第1060条 登記官 (The registrar)<sup>(5)</sup>**

- (1) イングランドおよびウェールズ、スコットランドならびに北アイルランドに引き続き登記官を置く。

---

(5) 本条は、会社登記官の任命およびその地位にかかる1985年会社法第704条の規定を承継しつつ、その内容を現代的に改めたものである。DTI, *supra* note 1, para. 1366.

- (2) 登記官は、国務大臣がこれを任命する。
- (3) 本法において、「会社登記官」および「登記官」とは、イングランド及びウェールズ、スコットランド並びに北アイルランドの各会社登記官を意味する。
- (4) 本法において、大英帝国の特定の地域における登記とは、かかる地域の登記官による登記をいう。

#### 第1061条 登記官の職務 (The registrar's functions)<sup>(6)</sup>

- (1) 登記官は、引き続き以下の各号に定める職務を果たすものとする。
  - (a) 本法その他の法律に基づき授けられた職務、ならびに
  - (b) 会社その他の事項の登記に関し、国務大臣の適宜の指図に従いその代理をなす職務
- (2) 〔削除〕<sup>(7)</sup>
- (3) 本法において、登記官の職務とは、本条第1項 a 号及び b 号の職務をいう。

#### 第1062条 登記官の公印 (The registrar's official seal)<sup>(8)</sup>

登記官はその職務を行うにつき文書の認証 (authentication) のための公印を保有するものとする。

#### 第1063条 登記官に支払うべき費用 (Fees payable to registrar)<sup>(9)</sup>

- (1) 国務大臣は、次の各号に掲げる事項にかかる費用を登記官に支払うことを義務付ける条項を、規則をもって定めることができる。
  - (a) 登記官の職務の執行、または

---

(6) 本条は、登記官の職務内容につき定めているが、法律によるだけでなく、国務大臣もまた登記官に職務を委任することができる。なお、本条第2項は登記官の職務権限の根拠法令について個別に列挙していたが、改正によって個別の列挙を取りやめ、登記官の職務権限がこれらの根拠法令に限定されないことが明確化された。Explanatory Memorandum to the Companies Act 2006 (PART 35) (Consequential Amendments, Transitional Provisions and Savings) order 2009, para. 7. 5.

(7) the Companies Act 2006 (Part 35) (Consequential Amendments, Transitional Provisions and Savings) Order 2009 (SI 2008/1802), s. 4 (b).

(8) 本条は、1985年会社法第704条第4項の規定を置き換えるものである。DTI, *supra* note 1, para. 1366.

(9) 本条は、1985年会社法第708条の規定を置き換えるものであり、登記官費用にかかる規則制定権限を国務大臣に与えるものである。2006年会社法では費用を請求しうる事項が明示されるようになったが、これは全てを網羅するものではないとされる。登記官が法律上の義務無くして提供した役務について費用請求しうることは1985年法第708条第5項にも規定されていたが、2006年法第1063条第5項は、たとえば技術革新に基づく新たな役務の提供等にも対応するため、登記官により一般的な権限を付与する。DTI, *supra* note 1, paras. 1369-1370.

- (b) 登記官の職務の執行に付随するもしくは関連する目的での、登記官による役務または設備の提供
- (2) 費用請求しうる事項は、次の各号に掲げるものを含む。
  - (a) 登記官または国務大臣に課せられた義務の履行、
  - (b) 登記官に提出された文書の受領、および
  - (c) 登記官が保管する文書の閲覧または謄写
- (3) 規則には、次の各号に掲げる事項を定めることができる。
  - (a) 規則により算定し (fixed) または規則に基づき決定される (determined) 費用の額、
  - (b) 同一事項でも事情の差異により異なる額の費用を支払うべきこと、
  - (c) 規則に基づき費用を支払うべき者の指定、および
  - (d) 費用の支払い方法および時期
- (4) 本条に基づく規則は不採択決議手続 (negative resolution procedure) に服する。
- (5) 職務の執行または役務もしくは設備の提供に関して、次の各号に掲げる場合、登記官は適宜請求すべき費用を決定することができる。
- (6) 登記官が受領した費用は整理公債基金に組み入れるものとする。
- (7) 1907年有限パートナーシップ法は次の各号に掲げる通りこれを修正する。
  - (a) 第16条第1項 (登記書類の調査) より、(i) 「かつ、かかる調査に対して1件の調査に付5ペンスを超えない限りで商務省が定めることのできる費用を支払うものとする」および (ii) 「かつ、かかる証書を交付するものとする」の語を削除する。
  - (b) 第17項 (規則制定権限) より、(i) 「(国家財政委員会 (the Treasury) の同意にかかる費用は除く) および」の語および第 a 号を削除する。

#### 設立証書 (Certificates of incorporation)<sup>(10)</sup>

#### 第1064条 設立証書の発行にかかる公示 (Public notice of issue of certificate of incorporation)

- (1) 登記官は、次の各号に掲げる方法により、登記官による会社の設立証書の発行を公示しなければならない。
  - (a) 官報、または、(b) 第1116条 (官報公開の代替手段) による方法
- (2) 通知には、会社の名称および登記番号ならびに設立証書の発行日を記載しなければならない。
- (3) 本条は、会社設立により発行される証書と同様に、次の各号に掲げる条項に基づき発行される設立証書に適用される。

---

(10) 設立証書にかかる第1064条および第1065条は、それぞれ1985年会社法第711条第 a 号および第710条の規定を置き換えるものである。DTI, *supra* note 1, para. 1371.

- (a) 第80条 (名称変更),
- (b) 第88条 (ウェールズ会社 (Welsh company))
- (c) 第7編の各規定 (再登記)

**第1065条 設立証書交付請求権 (Right to certificate of incorporation)**

何人も、登記官に対して、登記官が署名したまたは登記官の公印が捺された設立証書の写しの交付を請求することができる。

**登記番号 (Registered numbers)<sup>(11)</sup>**

**第1066条 会社の登記番号 (Company's registered numbers)**

- (1) 登記官は、すべての会社につき、当該会社の登記番号となる番号を割り振るものとする。
- (2) 会社の登記番号は、1 ないしそれ以上の連続する文字または数字で、登記官がこれを決定する。
- (3) 登記官は、新たな登記番号の形式を採択するにつき、必要と考えられるときは既存の登記番号の変更をなすことができる。
- (4) 会社の登記番号の変更は、登記官がかかる変更を会社に通知した日よりその効力を生ずる。
- (5) 登記番号の変更日から3年間、第82条または第1051条 (取引開示) に基づく規則により課される会社の登記番号の開示要件は、新旧登記番号のいずれかをを用いることで充足される。
- (6) 本条において、「会社」には、第1046条に基づきその詳細が登記されている外国会社を含む。ただし、登記官がその必要がないと思量する会社を除く。

**第1067条 外国会社の英国拠点の登記番号 (Registered numbers of UK establishments of overseas company)**

- (1) 登記官は、第1046条に基づきその詳細が登記されている外国会社の全ての英国拠点につき、当該英国拠点の登記番号となる番号を割り振るものとする。
- (2) 英国拠点の登記番号は、1 ないしそれ以上の連続する文字または数字で、登記官がこれを決定する。
- (3) 登記官は、新たな登記番号の形式を採択するにつき、必要と考えられるときは既存の登記番号の変更をなすことができる。
- (4) 英国拠点の登記番号の変更は、登記官がかかる変更を外国会社に通知した日よりその効力を生ずる。
- (5) 登記番号の変更日から3年間、第1051条 (取引開示) に基づく規則により課される英国拠点の登記番号の開示要件は、新旧登記番号のいずれかをを用いることで充足される。

---

(11) 登記番号にかかる第1066条および第1067条は、それぞれ1985年会社法第705条および第705A条の規定を置き換えるものである。DTI, *supra* note 1, para. 1372.

(6) 本条において、「拠点」とは、外国会社に関して、次の各号に掲げるものを意味し、「英国拠点」とは英国内の拠点を意味する。

- (a) 会社法第11指令 (89/666/EEC<sub>s</sub>) の意味における支店、または、
- (b) 支店以外の駐在員事務所

#### 登記官への文書提出 (Delivery of documents to the registrar)

**第1068条 提出の様式、認証および方法に関する登記官の要件** (Registrar's requirements as to form, authentication and manner of delivery)

- (1) 登記官は、法律に基づき登記官に提出することが義務付けられるかまたは授權される文書につき、その提出の様式、認証および方法にかかる要件を課することができる。
- (2) 文書の様式につき、登記官は次の各号に掲げる行為をすることができる。
  - (a) 文書の内容を標準様式に従うように義務付けること
  - (b) 文書を走査または複写が可能のように要件を課すること
- (3) 認証につき、登記官は次の各号に掲げる行為をなしうる。
  - (a) 特定の人物または特定の条件に合致する人物による認証を義務付けること
  - (b) 認証方法を指定すること
  - (c) 文書に、当該文書に関連する会社その他の法人の名称または登記番号（もしくはその両方）を含めるかまたは添付するよう義務付けること
- (4) 提出方法につき、登記官は次の各号に掲げる要件を課することができる。
  - (a) 文書の物理的様式（たとえば、書面または電磁的記録）
  - (b) 文書の提出方法（たとえば、郵送または電磁的方法）
  - (c) 文書の送付先住所
  - (d) 電磁的方法による文書提出の場合は、使用するハードウェアおよびソフトウェア、ならびに技術的仕様（たとえば、プロトコル、セキュリティ、ウィルス対策または暗号化）
- (5) 登記官は、2007年1月1日より、会社法第1指令の開示要件（第1078条参照）に服するあらゆる文書が電磁的方法により登記官に提出できるようにしなければならない。
- (6) 本条による授權は、電磁的方法（第1069条参照）による文書提出を義務付ける権限を登記官に付与するものではない。
- (7) 本条の要件は、関連文書の提出の様式、認証および方法に関する法律上の要件と抵触するものであってはならない。

**第1069条 電磁的方法による提出強制権限** (Power to require delivery by electronic means)

- (1) 国務大臣は登記官により認証されるまたは登記官への提出が義務付けられる文書が電磁的方法により提出されるよう義務付ける規則を制定することができる。
- (2) 電磁的方法による文書提出要件は、かかる提出要件の詳細に関して登記官規則が公表されている場合にのみ効力を有する。

(3) 本条に基づく規則は、採択決議手続 (affirmative resolution procedure) に服する。

**第1070条 電磁的方法による提出合意** (Agreement for delivery by electronic means)

(1) 登記官は、登記官への提出が義務付けられまたは授權された会社 (その他の法人) に関連する文書に関して、次の各号に定める事項について当該会社 (その他の法人) と合意をなすことができる。

(a) 当該合意において定められた場合を除き、文書を電磁的方法によって提出すること、および

(b) 当該合意に定められたまたは当該合意に従い登記官によって定められた要件を遵守すること

(2) 本条に基づく合意は、登記官に提出すべき文書のあらゆる記載事項にその効力を及ぼすことができる。

(3) 本条に基づく合意の効力が及ぶ文書は、当該合意に従って提出されなければならない。

**第1071条 文書の未提出** (Document not delivered until received)<sup>(12)</sup>

(1) 文書は、それが登記官によって受領されるまでは未提出とみなす。

(2) 文書が受領されたと見なされるときに関する条項は、登記官規則をもってこれを定めることができる。

**適格提出要件** (Requirements for proper delivery)

**第1072条 適格提出要件** (Requirements for proper delivery)

(1) 次の各号に掲げる要件が満たされない限り、登記官に提出すべき文書が適切に提出されたとはみなされない。

(a) (i) 当該文書の内容、ならびに (ii) 様式、認証および提出方法に関して、当該文書を登記官に提出する際に遵守すべき条項に定める要件

(b) 第1068条 (提出の様式、認証および方法に関する登記官の要件)、第1069条 (電磁的方法による提出強制権限) または第1070条 (電磁的方法による提出合意) に基づく要件のうち適用のあるもの

(c) 当該文書が作成され提出される際の使用言語または認証済の英訳文の添付に関して本編が定める要件

(d) 当該文書が名称及び住所から構成されるかまたはそれらを含む場合には、許容される文字および記号または構成要素の音訳にかかる証書の添付に関して本編が定める要件

(e) 第1111条 (認証または確認に関して登記官の定める要件) に基づく要件のう

---

(12) 本条は、提出の意義について到達主義によることを定めたものであり、かつ何をもって到達したものとするかにつき登記官に規則制定権限を与えている。

DTI, *supra* note 1, para. 1376.



ち適用のあるもの

(f) 第1082条(識別番号の割当て)に基づく規則が定める要件

(g) 登記官による受領に要する費用の支払いに関する要件

(2) 適切に提出されない文書は、当該文書の提出を義務付けるかまたは授権する条項の目的に関して、未提出として扱われ、第1073条(適格提出要件を欠く文書を受理する権限)の条項に服するものとする。

**第1073条 適格提出要件を欠く文書を受理する権限** (Power to accept documents not meeting requirements for proper delivery)

(1) 登記官は、適格提出要件を欠く文書であっても、これを受理(および登記)することができる。

(2) 本条に基づき受領された文書は、第1077条(文書の受領にかかる公示)の目的に関して登記官により受領されたものとして取り扱われる。

(3) 本条に基づき登記官により受理(または登記)された文書の法的効果については、適格提出要件が満たされていないことを理由とする異議申立は許されない。

(4) 本条に基づく登記官による文書の受理は、次の各号に掲げる事項に影響しない。

(a) 適格提出要件を遵守する義務をなお負うこと、または

(b) 当該要件を遵守しないことにつき次項の責任を負うこと

(5) 次の各号に掲げる規定に関して、当該文書が受領された後の期間は、適格提出要件の遵守に対する違反の期間には参入されない。

(a) 第453条(計算書類および報告書の提出にかかる懈怠に対する民事制裁)、および

(b) 文書提出の懈怠につき違反日数を乗じた額の罰金(daily default fine)を課す法規

(6) ただし次の各号に掲げる場合には、本条の目的に関して以降の違反の期間は参入されるものとする。

(a) 登記官が当該文書に関して第1094条第4項に基づく通知(行政処分による登記からの抹消の通知)を発し、かつ、

(b) 適格提出要件が、かかる通知が発せられてより14日間が経過するまで遵守されないとき

**第1074条 文書に不必要な内容を含む場合** (Documents containing unnecessary material)

(1) 本条は、登記官に提出された文書に不必要な内容が含まれる場合に適用される。

(2) 「不必要な内容」とは次の各号に掲げる内容をいう。

(a) 法律上の義務を遵守するうえで不要なもの、および

(b) 登記官に提出すべきものとして明示の授権がないもの

(3) 本条の目的に関して、特定の種類の文書提出または一定の要件の遵守にかかる義務は、当該文書または(該当する場合には)当該要件の遵守にとって不要な部分に

まで拡張されないものとされる。

(4) 不要部分を当該文書の他の箇所より容易に分離することができないときは、当該文書は適格提出要件を欠くものとされる。

(5) 不要部分を当該文書の他の箇所より容易に分離することができるとき、登記官は、次の各号に掲げる方法のいずれかをもって当該文書を登記することができる。

(a) 当該不要部分を削除して、または

(b) 提出があったものとして

**第1075条 登記官による文書の訂正 (Informal correction of document)<sup>(13)</sup>**

(1) 登記官に提出された文書に不完全または内部矛盾が見られるとき、登記官は当該文書を訂正することができる。

(2) 前項の権限は次の各号に掲げる場合に限り、これを行行使することができる。

(a) 指図に基づき、かつ

(b) 会社が本条に基づき与えられた指図に同意を与え（かつそれを撤回していない）とき

(3) 前項の指図につき、次の各号に掲げる要件を欠いてはならない。

(a) 指図は登記官による質問に応える形式によりなされなければならないこと、

(b) 指図を行う者が (i) 当該文書の提出者か、または (ii) 当該文書に関連する会社によって指図の授権を受けていることが登記官により認められなければならないこと、

(c) 当該指図が、(i) その様式および方法、ならびに (ii) 認証に関して登記官規則が定める要件を充足していなければならないこと

(4) 本条に基づき与えられた指図に対する会社の同意（および当該同意の撤回）は、次の各号に掲げるところによる。

(a) 書面または電磁的方法によってこれをなすことができ、かつ

(b) 登記官に対して通知されなければならない。

(5) 本条の規定は第25編（会社の担保）に基づき会社以外の個人が提出する文書にも、会社を文書を提出する会社または個人と読み替えて適用する。

(6) 本条に基づき訂正された文書は、当該文書の提出に関連する法規の目的に関して、訂正が行われた時点で提出されたものとして扱う。

(7) 本条により付与された権限は、当該文書が第1073条（適格提出要件を欠く文書を受理する権限）に基づき登記された場合にはこれを行行使することができない。

**第1076条 適格提出要件を欠く文書の差し替え (Replacement of document not meeting requirements for proper delivery)**

---

(13) 本条は新設規定である。登記官は、会社への架電によるなどして非公式に登記情報の訂正を行う権限を有する。当該権限が認められるのは、空欄が存する場合や会社の名称と登記番号が一致しないなど不完全や内部矛盾が存する場合に限定されるが、登記の拒絶または抹消に代わる措置として機能する。DTI, *supra* note 1, para. 1380.

(1) 登記官は、次の各号に掲げる場合において、提出済の文書の差し替えを受理することができる。

(a) 適格提出要件を欠く、または、

(b) 不必要な内容(第1074条の意味における)を含む

(2) 差し替え文書は、登記官により次の各号に掲げる者によって当該文書が提出され、かつ当該文書が適格提出要件を充足していることが認められないかぎり、これを受理することができない。

(a) 元の文書を提出した者、または

(b) 元の文書に関連する会社

(3) 提出の様式および方法にかかる要件を課す登記官の権限は、元の文書の識別ならびに元の文書と差し替え文書との関連付けを可能とする様式および方法での提出にかかる要件を課す権限を含む。

(4) 本条は、第25編(会社の担保)に基づき提出された元の文書には適用されない(ただし第873条および第888条(担保権登記の修正)参照)。

#### 文書の受領にかかる公示 (Public notice of receipt of certain documents)<sup>(14)</sup>

#### 第1077条 文書の受領にかかる公示 (Public notice of receipt of certain documents)

(1) 登記官は、次の各号に掲げる方法により、会社法指令の開示要件(第1078条参照)に服するあらゆる文書の受領について公示しなければならない。

(a) 官報、または

(b) 第1116条(官報公開の代替手段)による方法

(2) 通知には、会社の名称及び登記番号、文書の種類並びに受領日を記載しなければならない。

(3) 登記官は、当該文書に関連する会社の設立日までは文書の受領について公示しなくてよい。

#### 第1078条 会社法指令の開示要件に服する文書 (Documents subject to Directive disclosure requirements)

(1) 「会社法指令の開示要件」に服する文書とは次のものをいう。

会社法第1指令(68/151/EEC)第3条の開示要件を修正、拡張したうえで適用したもの

(2) 全ての会社

定款関係文書 (Constitutional documents)

1. 会社の定款

2. 会社定款の変更案(会社が発行する会社定款の写しに統合または添付が義務付けられる全ての決議または合意を含む)

---

(14) 第1077条および第1078条は、1985年会社法第711条の規定を置き換えるものである。DTI, *supra* note 1, paras. 1383-84.

3. 会社定款変更後の、変更条文の文言

4. 会社の商号変更にかかる通知

取締役

1. 会社設立に際し任命が義務付けられている役員候補者に関する書面

2. 会社取締役の変更に関する通知書面

3. 登記官への提出が義務付けられる特定取締役における変更にかかる通知書面  
計算書類、報告書および財務報告書 (returns)

1. 第441条 (年次計算書類および報告書) に基づき登記官への提出が義務付けられる全ての文書

2. 会社の年次財務報告書

登記営業所

会社の登記営業所の変更にかかる通知書面

清算

1. 会社の解散命令の写し

2. 破産管財人の選任通知

3. 清算を理由とする会社解散命令

4. 清算を理由とする会社の最終総会にかかる破産管財人報告

(3) 公開会社

株式資本

1. 資本および設立時株式保有にかかる書面

2. 割当て報告および割当てによって変動を生ずる資本に関する書面

3. 第570条または第571条 (新株引受権の排除) に基づく決議の写し

4. 第593条または第599条に基づく非金銭資産の価値に関する報告書の写し

5. 第625条 (会社による株式の転換にかかる通知) に基づき発せられた通知によって変動を生ずる資本に関する書面

6. 第627条 (会社による株式の転換に伴う減資にかかる通知) に基づき発せられた通知によって変動を生ずる資本に関する書面

7. 第636条 (新たな種類株式の名称にかかる通知) または第637条 (株式に付随する権利の変更にかかる通知) に基づき提出される通知

8. 第649条 (裁判所の減資承認命令) に基づき提出される命令によって変動を主ずる資本に関する書面

9. 株式の償還にかかる (第689条に基づく) 通告および償還によって変動を生ずる資本に関する書面

10. 第708条 (株式の買入消却にかかる通知) または第730条 (金庫株の消却にかかる通知) に基づき提出される報告によって変動を生ずる資本に関する書面

11. 第762条 (会社が営業許可書の発行条件を充足していることの証明書) に基づき提出される遵守声明書

合併及び会社分割

1. 第906条または第921条に基づき登記官への提出が義務付けられる計画の契約

## 書案の写し

2. 第27編が適用される妥協または合意に関する第899条または第900条に基づく命令の写し

(4) 私会社が公開会社として再登記をなす場合 (第96条参照)、次の各号に掲げるところに従う。

- (a) 本法の条項に基づき登記官が受領した当該会社に関連する資本に関する最新の書面は、会社法指令の開示要件に服することとなり、かつ、
- (b) 第1077条 (文書の受領にかかる公示) は当該文書が再登記の効力を生じた時に登記官によって受領されたものとしてこれを適用する。
- (5) 外国会社の場合は、国務大臣が規則によって指定した、細目、報告その他第34編に基づき提出が義務付けられた文書
- (6) 本条第5項に基づく規則は、不採択決議手続に服する。

**第1079条 公示懈怠の効果 (Effect of failure to give public notice)<sup>(15)</sup>**

(1) 会社は、次の各号に掲げる場合を除くほか、本条が適用される事実の発生を第三者に対抗する資格を有しない。

- (a) 当該事実の発生が問題の時点において公示されたとき、または
- (b) 関係者が問題の時点において当該事実の発生を知ったことを会社が証明したとき
- (2) 本条が適用される事実とは、次の各号に掲げる事実をいう。
  - (a) 会社定款の変更
  - (b) 会社取締役の変更
  - (c) (会社への文書の送達に関して) 会社の登記営業所の変更
  - (d) 会社の解散命令 (winding-up order) の作成、または
  - (e) 会社の任意解散における清算人の選任
- (3) 問題の時点が次の各号に掲げるとき、当該時点において不可抗力により当該事実を知らなかったことを証明した者に対して、会社は事実の発生を対抗する資格を有しない。
  - (a) 公示日より15日を経過しない日
  - (b) 15日目が営業日でないときは、その翌日を経過しない日
- (4) 「公式通知」とは、次の各号に定めるものをいう。
  - (a) 会社定款の変更に關し、第1077条に基づく定款の変更および変更文言の通知
  - (b) 会社法指令の開示要件に服する文書におけるその他の事項に關し、第1077条に基づく文書の通知
  - (c) 任意解散における清算人の選任に關し、1986年支払不能法第109条または支払不能 (北アイルランド) 令第95条に基づく当該事実の通知

[菊田秀雄]

(15) 本条の規定は、1985年会社法第42条の規定を置き換えるものである DTI, supra note 1, para. 1385.

## 〔解 説〕（第1080条～第1101条）

2006年会社法は、登記官の地位を現代化したといわれる。2006年会社法の登記官に関する規定の多くは1985年会社法の規定を引き継いだものであるが、登記官の役割をさらに拡張し、明確化する規定が新たに設けられている。

第1080条ないし第1084条は登記簿についての規定である。第1080条は、登記官に情報の保存義務を課す規定であり、改正第1指令（68/151/EEC）により2007年1月1日以降の提出文書等について、電磁的形態での保存を義務づけている。第1081条は登記簿の注記について、第1082条は取締役等の識別番号の割当について規定する。第1083条は、登記簿の原資料の保存期間を3年とするなど原資料の保存について規定し、第1084条には、解散会社等の記録の廃棄等に関する定めがおかれている。

第1085条ないし第1092条は、公衆による登記簿の閲覧・謄写に関する規定である。第1085条は、閲覧の対象を登記簿の原資料にまで拡大しているが、原資料の保存期間の制限に服し、また公衆による閲覧の制限について規定がある。第1088条は新設の規定であり、住所を公衆の閲覧に供さないよう求める登記官への申請について規定する。第1089条と第1090条は、登記官が登記簿の閲覧またはその謄写の申請方法を特定できるものとし、また、提供される写しの形態・方法について決定できるものとしている。第1091条は、登記簿の写しの正確性（真正性）に関する証明について規定する。

第1093条ないし第1098条は、登記簿情報の訂正および削除について規定する。第1093条には登記官による訂正、第1094条には登記官による削除に関する規定があり、第1095条は申請に基づく登記簿の訂正、第1096条は裁判所の命令に基づく登記簿の訂正の規定である。第1097条は、登記簿情報の削除を命ずる裁判所の権限について規定する。第1098条には、登記簿情報の削除の公示について規定がある。第1099条ないし1101条は、会社商号のインデックスに関する規定である。

条文の多くは2007年1月1日から施行されているが、第1081条・第1082条・第1095条・第1099条・第1101条については、全体が施行されたのは2009年10月1日である。

## 〔条 文〕

## 登記簿 (The register)

## 第1080条 登記簿 (The register)

- (1) 登記官は、次の各号に掲げる情報の記録を保存し続けるものとする。
- (a) 制定法の下で登記官に提出される書類に含まれる情報
  - (b) 登記官によって作成される設立証書、および
  - (c) 第869条第5項または第885条第4項に基づき登記官によって作成される証書 (登記済担保証書) (certificates of registration of charge)
- (2) 会社に関する前項の記録は、会社法においては、「登記簿」と総称する。
- (3) 第1指令<sup>(1)</sup>の開示要件 (第1078条参照) に服する文書に由来する情報で、2007年1月1日以降に登記官に提出されるものは、電磁的形態で登記官により保存されなければならない。
- (4) 前項を遵守して、登記官に提出される文書に含まれる情報は、閲覧および謄写が可能である限り、登記官が適当と思量する形態で記録および保存することができる。これは、文書を保存し、ファイルし、もしくは登記し、またはそこに含まれる情報を記録すべき登記官の義務を十分遵守するものである。
- (5) 登記官による記録の保存は、会社に関する情報については当該会社と関連づけて、当該会社に関する情報の全てを検索できるように、登記官が決定する方法により、行われなければならない。

## 第1081条 登記簿の注記 (Annotation of the register)

- (1) 登記官は、登記簿に、次の各号に掲げる事項について注記しなければならない。
- (a) 文書が登記官に提出された日付
  - (b) 第1075条に基づき文書が訂正されたときは、当該訂正の性質および日付
  - (c) 文書が差し替えられたときは (文書の一部が除去されたか否かにかかわらず)、差替えの事実および差替えがなされた日付
  - (d) 文書の一部が除去されたときは、(i) 除去された事項 (その内容の一般的な記述)、(ii) 除去を行った権限、および、(iii) 除去が行われた日付
- (2) 国務大臣は、次の各号に掲げる事柄について規則を制定することができる。
- (a) 当該規則により特定されるその他の状況において登記官が登記簿に注記することを授権しまたは要求すること
  - (b) 前項の注記の内容に関すること
- (3) 第1072条第2項 (適切な提出の要件を満たさない文書) により提出されたものと扱われない文書の場合には、注記は要求されない。
- (4) 注記は、有用でなくなったときは、削除することができる。
- (5) 登記簿の注記に関する登記官の義務または権限は、第1097条 (登記情報の削除を命ずる裁判所の権限) の下で次の各号に掲げる事項を命ずる裁判所の権限に服する。

---

(1) 68/151/EEC.



- (a) 注記の登記簿からの削除, または
- (b) 裁判所の命ずる情報の削除について注記を行わないこと
- (6) 第1項または第2項に基づく規則に従い登記簿になされた注記は, 会社法の適用においては, 登記簿の一部となるものとする。
- (7) 本条に基づく規則は, 議会の不採択決議手続に服する。

**第1082条 識別番号の割当て (Allocation of unique identifiers)<sup>(2)</sup>**

(1) 国務大臣は, 登記簿に関して, 次の各号に掲げる者を特定する参照番号 (識別番号) の使用のための規則を制定することができる。

- (a) 会社の取締役である者
- (b) 会社の秘書役 (または共同秘書役) である者, または
- (c) 第1046条の下で詳細が登記された外国会社の場合には, 同条に基づく規則によって本条の適用について特定された地位にある者
- (2) 前項の規則は, 次の各号に掲げる事項を定めることができる。
  - (a) 識別番号が, 1 または 2 以上の文字または数字の連続によって構成され, 登記官が適時に決定できる形態をとらうことを定めること
  - (b) 識別番号の割当てが登記官によって行われるための規則を定めること
  - (c) 登記官に提出するいずれの文書においても, その者の氏名・名称の記述に加えて, 次に掲げる事項を含むよう要求すること
    - (i) その者の識別番号の記載
    - (ii) その者が識別番号の割当てを受けていないときはその旨の記載
  - (d) 2 以上の識別番号を有すると見られる者について, その全部または一部の使用を継続させないために登記官がとるべき必要な手続を定めること
- (3) 第1項の規則は, 本法の施行前に, 選任される者に関する当該制度の適用および登記される文書について規定を設けることができる。
- (4) 第1項の規則は, 対象となる者および文書の種類の相違により, 異なる規定を設けることができる。
- (5) 本条に基づく規則は, 議会の採択決議手続に服する。

**第1083条 原本の保存 (Preservation of original documents)<sup>(3)</sup>**

(1) ハードコピーの形態で登記官に提出された文書の原本は, 登記官による受領後 3 年間保存されなければならない, その後は, 当該文書の情報が登記簿に登載されることを条件に, 廃棄することができる。ただし, 第1087条第3項 (公衆の閲覧に供することのできない情報の保持義務の範囲) に服する。

- 
- (2) 新設規定である。取締役の住所が公開されなくなることに伴い, 同姓同名の者を識別するために設けられた制度である。DTI, Explanatory Notes to the Companies Act 2006 (2006), at para. 1389.
  - (3) 1985年会社法第707A 条第2項に代わる規定である。以下, 1985年会社法との関係に関する解説は, DTI, Explanatory Notes to the Companies Act 2006 (2006) による。



(2) 登記官は、電磁的な形態で提出された文書については、そこに含まれる情報が登記簿に登載されることを条件に、その原本を保存すべき義務を負わない。

(3) 本条は、本条が施行された時点およびその以降に受領され、登記官が保持する文書に適用される。

**第1084条 解散会社等に関する記録** (Records relating to companies that have been dissolved etc)<sup>(4)</sup>

(1) 本条は、次の各号に掲げる場合に適用される。

(a) 会社が解散される場合

(b) 外国会社が、第1046条の下で詳細を登記するよう求められる理由となる連合王国との関係を持たなくなる場合、または

(c) 与信・金融機関が第1050条（登記官への計算書類の提出を求められる海外機関）の適用対象でなくなる場合

(2) 登記官は、次の各号に掲げる場合に該当すると認める期日から2年後には、当該会社または機関に関する記録が、公文書庁（the Public Record Office）または北アイルランド公文書庁（the Public Record Office of Northern Ireland）から廃棄されることを指示することができる。

(a) 会社が解散される場合

(b) 外国会社が、第1046条の下で詳細を登記するよう求められる理由となる連合王国との関係を持たなくなる場合、または

(c) 与信・金融機関が第1050条（登記官への計算書類の提出を求められる海外機関）の適用対象でなくなる場合

(3) 前項の指示の対象となる記録は、当該公文書庁に関する立法および同立法に基づく規則にしたがって、処理されるものとする。

(4) 第1項第(a)号において、「会社」には、1844年登記法（the Joint Stock Companies Act (c. 110)）の下で暫定的または恒久的に登記された会社が含まれる。

(5) 本条はスコットランドには適用されない。

#### 登記簿の閲覧等 (Inspection etc of the register)

**第1085条 登記簿の閲覧** (Inspection of the register)

(1) 何人も登記簿を閲覧することができる。

(2) 閲覧の権利は、文書の内容に関する登記官の記録が判読できないときまたは入手できないときに限り、登記官にハードコピーの形状で提出された文書の原本に及ぶ。原本の保存期間は、第1083条第1項によって制限される。

(3) 本条の効力は、第1087条（公衆の閲覧に供することのできない登記情報）に服する。

**第1086条 登記簿の謄写権** (Right to copy of material on the register)

(1) 何人も登記簿の謄写を請求することができる。

---

(4) 1985年会社法第707条第3項第4項に代わる規定である。

(2) ハードコピーであると電磁的形態であるとを問わず、第1指令の開示要件(第1078条参照)に服する文書に由来する情報の謄写料は、それを提供する行政費用を超えることができない。

(3) 本条の効力は、第1087条(公衆の閲覧に供することのできない登記情報)に服する。

**第1087条 公衆の閲覧に供することのできない登記情報** (Material not available for public inspection)

(1) 登記官は、次の各号に掲げる情報を、公衆の閲覧に供してはならない。

(a) 第56条(会社の商号に使用する一定の用語または表現に関する会社の提案に対するコメント)にしたがって表明された見解を含む、登記官に送付された文書の内容

(b) 第242条第1項(取締役の住所: 登記官による開示の制限)または第1046条(外国会社)に基づく規則の対応する規定において保護される情報

(c) 決定または承認されていない第1024条(登記簿の行政的回復を求める申請)に基づく登記官への申請

(d) 第1075条(文書の非公式の訂正)に基づく同意の付与または撤回に関して、登記官が受理した文書

(e) 第1088条(住所を公衆の閲覧に供さないことを求める申請)に基づき登記官に提出される申請書またはその他の文書、および申請が認められたときは当該住所

(f) 第1095条(登記の訂正を求める申請)に基づき登記官に提出される申請書またはその他の文書

(g) 第1097条(登記情報の除去を命ずる裁判所の権限)の下で裁判所が公衆の閲覧に供しないことを指示した、第1096条(裁判所の命令に基づく登記の訂正)に基づく裁判所の命令

(h) 次に掲げるものの内容

(i) 担保の設定または証拠となる証書、第860条(会社の担保の登記: イングランドおよびウェールズまたは北アイルランド)の下で登記官に提出されたものの、または

(ii) 担保の設定または証拠となる証書の認証された謄本であって、第878条(会社の担保の登記: スコットランド)の下で登記官に提出されたもの

(j) 電子提出手続または電話による情報提出を許可または容易にするために、提出された文書に由来する電子メール・アドレス、認証コードまたはパスワード

(j) 2004年会社(監査、調査およびコミュニティ企業)法(the Companies (Audit, Investigations and Community Enterprise) Act 2004 (c. 27)) 第36条または第38条(コミュニティ利益会社としての登記の適格性に関する決定)に基づくコミュニティ利益会社規制機関の決定に係る手続中に登記官が保持し、後に登載を要求されなかった文書の内容

(k) その他の立法によりまたはその他の立法に基づき、公衆の閲覧から除外され

るその他の情報

(2) 特定の種類の文書に由来する情報に適用される制限は、そのような制限が適用されない別の種類の文書に由来する資料に含まれる同じ情報の公衆による閲覧可能性に影響を与えるものではない。

(3) 本条が適用される情報は、当該情報が登記官に提出された目的に照らして登記官がもはや合理的に必要であると認めないときは、保存する必要はない。

**第1088条 住所を公衆の閲覧に供さないよう求める登記官への申請** (Application to registrar to make address unavailable for public inspection)<sup>(5)</sup>

(1) 国務大臣は、申請により、登記簿記載の住所を公衆の閲覧に供さないよう登記官に求める規則を制定することができる。

(2) 第1項の規則は、次の各号に掲げる事項について規定を設けることができる。

- (a) 申請を提起できる者
- (b) 申請を提起できる理由
- (c) 申請に含まれるべき情報および添付されるべき文書
- (d) 申請の提起およびその結果についてなされるべき通知
- (e) 申請に関する決定がなされる方法

(3) 第2項第(e)号に基づく規則は、とりわけ、次の各号に掲げる内容を規定することができる。

- (a) 登記官に裁量を与えること
- (d) 当該申請に関する決定のため、登記官以外の者に照会する質問について定めること

(4) 申請は、登記簿から除去すべき住所を特定し、それが登記簿のいずれにあるかを示さなければならない。

(5) 第1項の規則は、次の各号に掲げることを規定することができる。

- (a) 住所は、業務上の住所に差し替える場合を除いて、本条に基づき公衆の閲覧に供さぬものとするはできないこと、および
- (b) 前号の場合には、申請において業務上の住所を特定すべきこと

(6) 本条に基づく規則は、議会の採択決議手続に服する。

**第1089条 閲覧または謄写申請の形態** (Form of application for inspection or copy)

(1) 登記官は、次の各号に掲げる目的のためになされる申請の形態および方法を特定することができる。

- (a) 第1085条に基づく閲覧、または
- (b) 第1076条に基づく謄写

(2) 2007年1月1日以降、第1指令の開示要件に服する文書に関する申請は、申請者の選択により、ハードコピーまたは電磁的形態のいずれによっても登記官に対して行うことができる。このことは、その他の事項に関して要件を課すことができる本条

---

(5) 新設規定である。

第 1 項に基づく登記官の権限に影響を与えるものではない。

**第1090条 謄写の提供形態および方法** (Form and manner in which copies to be provided)

(1) 以下の条項は、第1086条に基づいて提供される謄写の形態および方法に関して、適用される。

(2) 2007年1月1日以降、第1指令開示要件に服する文書の写しは、申請者の選択により、ハードコピーまたは電磁的形態のいずれかで提供される。ただし、以下の条項に服する。

(3) 登記官は、次の各号に掲げる場合には、本条第2項の規定により登記官にハードコピーで提出された文書について電磁的な形態の写しを提供する義務を負わない。

(a) 当該文書が、1996年12月31日以前に登記官に提出された場合

(b) 当該文書が2006年12月31日以前に登記官に提出され、提出の期日と2007年1月1日以降の最初の謄写申請の期日との間に10年以上が経過している場合

(4) 本条の前項までの規定にしたがい、登記官は、謄写が提供される形態および方法を決定することができる。

**第1091条 写しの正確性に関する証書** (Certification of copies as accurate)

(1) 第1086条の下でハードコピーの形態で提供される写しには、申請者が不要とする場合を除いて、真正な写しである旨の証明を付さなければならない。

(2) 電磁的形態で提供される写しには、申請者が明示的に証明を要求する場合を除いて、真正な写しである旨の証明を付してはならない。

(3) 第1086条の下で提供され、原資料の内容の正確な写しである旨を登記官（その公的職位の付記は不要）が証明した写しは、全ての法的手続において、次の各号に掲げる点において証拠として認められる。

(a) 原資料と同等の有効性

(b) 直接的な口頭での証言 (oral evidence) が証拠として認められるところの、原資料に記載された事実の証拠 (スコットランドでは、十分な証拠)

(4) 国務大臣は、写しが電磁的な形態で提供される場合について、本条の証明が提供される方法に関する規則を制定することができる。

(5) 第1指令開示要件（第1078条参照）に服する文書の場合を除いて、登記官によって提供される写しは、正確な記録である旨の書面による証明に代えて、登記官の公印を捺印することができる。

**第1092条 登記官が保存する記録提出のための令状の発給** (Issue of process for production of records kept by the registrar)<sup>(6)</sup>

(1) 裁判所の許可を伴う場合を除いて、登記官が保存する記録の提出を強制する令状が裁判所から発給されることはない。

(2) 前項の令状は、裁判所の許可を得て発給された旨の記載を伴うものとする。

(6) 1985年会社法第709条第5項を踏襲する規定である。

**登記簿情報の訂正または削除 (Correction or removal of material on the register)**  
**第1093条 登記簿の不一致の解消に関する登記官の通知 (Registrar's notice to resolve inconsistency on the register)**

(1) 登記官に提出された文書の情報が登記簿の他の情報と一致しないとみられるときは、登記官は、当該文書が関係する会社に対して、次の各号に掲げる内容を通知することができる。

- (a) 当該情報がどの点で登記簿の他の情報と一致しないとみられるかの記載
  - (b) 係る不一致を解消するための措置を会社が講ずることの要求
- (2) 第1項の通知は次の各号に掲げるところによらなければならない。
- (a) 通知を発する日付を記載すること
  - (b) 前号の日付後14日以内に、当該不一致を解消するために必要な差替え情報または追加情報を登記官に提出するよう求めること
- (3) 定められた期日までに必要な情報が提出されないときは、次の各号に掲げる者が有罪となる。

- (a) 当該会社、および
  - (b) 任務懈怠のある当該会社の全ての役員
- (4) 前項に基づいて有罪となる者は、陪審によらない有罪判決により、標準スケールのレベル5を超えない罰金に処せられ、違反が継続する場合は標準スケールのレベル5の10分の1を超えない額に本条違反の日数を乗じた額の罰金を加算される。

**第1094条 登記簿情報の行政的な削除 (Administrative removal of material from the register)**

(1) 登記官は、登載する権限のある事項であれば、いずれについてもこれを削除する権限を有するが、その義務は負わない。

(2) 第1項の権限は、とりわけ次の各号に掲げる情報を削除するため行使することができる。

- (a) 第1074条の意味において不必要な情報
  - (b) 第1076条 (適切な提出要件を欠く文書の差替え) または第1093条 (登記簿の不一致を是正する通知) に基づいて差し替えられた文書に由来する情報
- (3) 本条は、次の各号に掲げる事項の登記簿からの削除を授権するものではない。
- (a) 登記が、次に掲げる事項について当該会社に関する法的帰結であった事項
    - (i) 設立,
    - (ii) 商号の変更,
    - (iii) 再登記,
    - (iv) コミュニティー利益会社となることまたはコミュニティ利益会社をやめること,
    - (v) 資本の減少,
    - (vi) 登記済事業所の変更
    - (vii) 担保の登記, または
    - (viii) 解散

- (b) 第1140条（取締役、秘書役およびその他の者に対する文書の送付）の適用に係る登記済住所である住所
- (4) 本条に基づき情報を削除するときまたはこれに先立ち、登記官は、次の各号に掲げる者に対して通知をしなければならない。
  - (a) (身元、氏名・名称および住所が知れている場合には) 情報が提供された者、または
  - (b) (前号の通知ができなときに、会社の同一性が知れている場合には) 当該情報に係る会社
- (5) 前項の通知には、次の各号に掲げる内容を記載しなければならない。
  - (a) 登記官が削除しようとする情報、もしくは、すでに削除した情報、およびその根拠、ならびに
  - (b) その発送された期日

**第1095条 登記官への申請に基づく登記簿の訂正 (Rectification of register on application to registrar)**

- (1) 国務大臣は、登記官に対して、申請により、次の各号に掲げる特定の種類の情報を登記簿から削除することを要求するための規則を定めることができる。
  - (a) 無効もしくは効力のないこと、または、会社の承認なしにされたことに由来する情報
  - (b) 事実について不正確な情報、または、事実について不正確なことに由来する情報
- (2) 第1項の規則は、次の各号に掲げる事項について規定を設けることができる。
  - (a) 申請を提起できる者
  - (b) 申請に含まれるべき情報および添付すべき文書
  - (c) 申請の提起およびその結果に関する通知
  - (d) 申請に対する異議を申し出ることのできる期間
  - (e) 申請がどのように決定されるか
- (3) 申請は、次に掲げる各号によらなければならない。
  - (a) 登記簿から削除されるべき事項を特定し、登記簿におけるその所在を示すべきこと
  - (b) 申請において特定した情報が本条およびその規則に従う旨の記載を伴うこと
- (4) 申請に対する異議の申出がない場合、登記官は、前項第(b)号の記載を、申請で特定された情報が登記簿から削除されるべきことの十分な証拠として扱うことができる。
- (5) 本条に基づき登記簿から何らかの事項が削除されたときは、その登記は第1094条第3項にいう法的帰結を有し、十分な利害関係をもつ裁判所が認める者は、裁判所に対して、当該情報が登記簿に登載されていたことに伴う法的効果について正当であるとみなされる旨の命令を申請することができる。
- (6) 本条に基づく規則は、議会の採択決議手続に服する。

**第1096条 裁判所の命令に基づく登記簿の訂正 (Rectification of the register under**

the court order)

- (1) 登記官は、次の各号に掲げる情報を、登記簿から削除するものとする。
  - (a) 裁判所が無効もしくは効力がないと判断したことまたは会社の授權を欠いてなされたと判断したことに由来する情報、または
  - (b) 裁判所が、事実について不正確な情報または事実について不正確なことに由来すると判断した情報
- (2) 裁判所の命令は、登記簿から削除されるべき事項を特定し、登記簿におけるその所在を示さなければならない。
- (3) 裁判所は、次の各号に掲げる場合を除いて、第1094条第3項にいう法的帰結を有する登記を登記簿から削除するための命令を与えてはならない。
  - (a) 当該情報の登記簿への登載が会社に損害を与えている場合、または、与えるおそれがある場合、および
  - (b) 当該情報を削除することによる会社の利益が、それを登記簿に登載し続けることによる他の者の利益を上回る場合
- (4) 前項の場合に、裁判所が削除を命ずるときは、裁判所は、当該情報が登記簿に登載されていたことに伴う法的効果について正当であるとみなされる旨の命令を付与することができる。
- (5) 裁判所の命令の写しが登記のため登記官に送付されなければならない。
- (6) 本条は、次の各号に掲げるように、裁判所が当該事項を処理する他の特別な権限を有する場合には適用されない。
  - (a) 不実の計算書類および報告に関する第15編の規定、または
  - (b) 第873条または第888条（担保の登記の訂正）

**第1097条 登記簿からの情報の削除を命ずる裁判所の権限 (Power of court on ordering removal of material from the register)**

- (1) 裁判所は、第1096条（登記簿の訂正）に基づき登記簿からの情報の削除を命ずるときは、本条に基づき指示を与えることができる。
- (2) 裁判所は、裁判所の当該命令に服する情報に関係する登記簿の注記が登記簿から削除されるよう指示することができる。
- (3) 裁判所は、その命令が登記簿の一部として公衆の閲覧に供されないよう指示することができる。
- (4) 裁判所は、次の各号に掲げることを指示することができる。
  - (a) その命令の結果として登記簿に何らの注記がなされないものとする、または
  - (b) 注記が裁判所の特定する事項に限定されるべきこと
- (5) 裁判所は、次の各号に掲げる要件が満たされる場合を除いて、本条に基づく指示を与えないものとする。
  - (a) 次に掲げることが会社に損害を与えること、および
    - (i) 登記簿における注記もしくは限定的な注記の存在、または
    - (ii) 裁判所の命令の公衆による閲覧



- (b) 不開示による会社の利益が開示による他の者の利益を上回ること

**第1098条 登記簿からの情報の削除の公示** (Public notice of removal of certain material from the register)

(1) 登記官は、次の各号に掲げるところにより、第1指令の開示要件(第1078条参照)に従う文書またはその文書に由来する情報を登記簿から削除したことを公示させなければならない。

- (a) 官報 (the Gazette)、または、(b) 第1116条(公示の代替手段)による方法

(2) 公示には、当該会社の商号および登記番号、文書の名称、ならびに、受領の期日を記載しなければならない。

**登記官による会社商号インデックス** (The registrar's index of company names)

**第1099条 登記官による会社商号インデックス** (The registrar's index of company names)<sup>(7)</sup>

(1) 会社の登記官は、本条が適用される会社およびその他の団体の商号のインデックスを保存しなければならない。これを登記官による会社商号インデックスという。

(2) 本条は次の各号に掲げる者に適用される。

- (a) 連合王国において登記された会社、
- (b) 第1043条(非登記会社)に基づく規則により会社法の規定が適用される団体、および
- (c) 登記官が登記は必要ないと認める会社を除いて、第1046条の下で登記官に詳細を登記した外国会社

(3) 本条は次の各号に掲げる者に適用される。

- (a) 連合王国において登記されたりミティッド・パートナーシップ (limited partnership)、
- (b) 連合王国において法人格を取得した有限責任パートナーシップ (limited liability partnership)
- (c) 連合王国において登記されたヨーロッパ経済利益グループ (European Economic Interest Groupings)
- (d) 連合王国の認可オープンエンド投資会社
- (e) 1965年共済組合法 (the Industrial and Provident Societies Act 1965 (c. 12)) または1969年(北アイルランド)共済組合法 (the Industrial and Provident Societies Act (Northern Ireland) 1969 (c. 24 (N. I.))) の下で登記された共済組合 (societies)

(4) 国務大臣は、命令により、次の各号に掲げるように第3項を改正することができる。

- (a) 団体の種類を追加すること

---

(7) 1985年会社法第714条を改正し、適用対象をその他の団体に拡大している。



(b) 団体の種類を削減すること

(5) 前項の命令は、議会の不採択決議手続に服する。

#### 第1100条 インデックス閲覧権 (Right to inspect index)

何人も、登記官による商号インデックスを閲覧することができる。

#### 第1101条 会社以外の団体に関する立法の改正権限 (Power to amend enactments relating to bodies other than companies)

(1) 国務大臣は、第1099条第3項(登記官によるインデックスに登載される会社以外の団体)に当面含まれる団体の種類に関する立法を、規則によって、次の各号に掲げるように改正することができる。

(a) 登記官に対し、当該立法によって登記され、法人格を付与され、またはその他規制された団体の商号について、情報を提供するように要求すること、および

(b) 第66条(インデックスにおいて他のものと同一でない会社の商号)、ならびに第67条および第68条(既存商号と同一である場合に会社の商号を変更する権限)による規則に対応して、当該団体に関する規則を作成すること

(2) 本条に基づく規則は、議会の採択決議手続に服する。

[川島 いづみ]

#### [解 説] (第1102条～第1120条)

2006年会社法第35編の規定のうち第1102条から第1110条は、登記官に提出する書類の作成と提出に際し用いる言語を原則として英語と定める(第1102条・第1103条)とともに、ウェールズ語が用いられる場合の特例と英語による翻訳の添付(第1104条)、イギリスがEU加盟国でもあるため英語以外の言語が用いられる場合の英語による翻訳の添付やローマ字以外の文字・字体が用いられる場合のローマ字版の訳(字訳)の添付、翻訳・字訳に係る内容の正確性確認の方法(第1105条～第1110条)について比較的详细な定めを設けている。また、第1111条から第1120条までの補則(Supplementary provisions)では、登記官に提出される書類の翻訳等の正確性や写しとしての正確性の確認を行う者の範囲に関して登記官が独自の規則を定めることができること(第1111条)、登記官に提出される書類に虚偽記載等があった場合の関係者の刑事罰(第1112条)、会社の書類提出等の義務の履行実現手段(第1113条)、「書類」やその提出の定義(第1114条)、電磁的方法の利用に係る規定(第1115条)、官報公告に代わる代替手段等(第1116条)、登記官の定める規則で定められる事項や当該規則を定めたときの周知方法(第1117条)、登記官の職務の外部委託や外国会社への関連規定の適用その他(第1118条～1120条)が定められている。

上記規定のうち第1102条乃至第1107条、第1111条および第1114条は、2007年1月1日より施行されている（SI 2006/3428 第2条第1項第g号・第h号）。また、第1109条、第1112条、第1113条、第1115条、第1118条乃至および第1119条は2009年10月1日施行であるが（SI 2008/2860 第3条第r号）、第1109条と第1112条、第1115条の3カ条については経過規定が設けられている。これに対し、第1108条と第1110条および第1116条は、一部が2007年1月20日より先行施行され（SI 2006/3428 第3条第3項）、残りの部分が2009年10月1日から遅れて施行されている（SI 2008/3428 第3条第r号）。第1117条は、一部が2007年1月1日から先行施行され（SI 2006/3428 第2条第2項第d号）、残りの部分が2009年10月1日からの施行となっている（SI 2008/2860 第3条第r号）。なお、第1120条の施行時期も第1117条と同様のものとされていたが、この規定自体が廃止されている（SI 2009/1802 第16条）。

#### 〔条 文〕

使用言語要件：翻訳（Language requirements: translation）

#### 第1102条 使用言語要件の適用（Application of language requirements）

（1）第3項に掲げる規定は、以下の各号に定める法令の規定に基づいて登記官に対し提出することを要するすべての書類にこれを適用する。

（a）会社法（the Companies Acts）、または、

（b）1986年支払不能法（the Insolvency Act 1986）（c. 45）もしくは1989年（北アイルランド）支払不能令（the Insolvency (Northern Ireland) Order 1989）（S. I. 1989/2405 (N. I. 19)）

（2）国務大臣は、規則をもって、前項に定める法令以外の法令によって登記官に提出される書類に関して第3項に掲げる規定の全部または一部を準用または適用する旨の定めを設けることができる。

（3）前2項にいう規定は以下に定めるものである。

第1103条（英語で作成および提供すべき書類）

第1104条（ウェールズ会社（Welsh companies）に関する書類）

第1105条（英語以外の言語で作成および提供することができる書類）

第1107条（認証のある翻訳（certified translations））

（4）本条に基づく規則は、不採択決議手続（negative resolution procedure）に服する。

#### 第1103条（英語で作成および提出すべき書類）（Documents to be drawn up and delivered in English）

（1）登記官に提出することを要するすべての書類はこれを英語で作成し提出しなければならないのが基本原則である。

(2) 本条は以下に掲げる規定に従う。

第1104条 (ウェールズ会社に関する書類), および,

第1105条 (英語以外の言語で作成および提出することができる書類)

**第1104条 ウェールズ会社に関する書類 (Documents relating to Welsh companies)<sup>(1)</sup>**

(1) ウェールズ会社に関する書類は, これをウェールズ語で作成し登記官に提出することができる。

(2) 登記官への提出にあたって, 前項の書類は, 認証のある英語による翻訳 (certified translation into English) を添付しなければならない。ただし, 当該書類が, 次の各号のいずれかに定めるものであるときは, この限りでない。

(a) 国務大臣の定める規則をもって本項の要件の適用を受けないとされるもの, または,

(b) 1993年ウェールズ語法 (the Welsh Language Act 1993) (c. 38) の第26条によってウェールズ語で (または一部をウェールズ語で一部を英語で) 記載される書式のもの

(3) 書類が, 認証のある英語への翻訳を付さずウェールズ語版で適正に登記官に提出された場合において, 当該書類が公衆縦覧 (public inspection) に供されるときは, 登記官は, 認証のある英語への翻訳を入手しなければならない。当該翻訳は, 原文 (the original) と同じ規定に従って登記官に提出されたものとみなす。

(4) ウェールズ会社は, 当該会社に関連する英語による書類で登記官に提出されるまたは提出されたものについて, 認証のあるウェールズ語による翻訳を登記官に提出することができる。

(5) 第1105条 (英語以外の言語によって作成され登記官に提出される書類について認証のある英語による翻訳を要求する規定) は, ウェールズ会社に関する書類であってウェールズ語で作成され提出される書類にはこれを適用しない。

**第1105条 英語以外の言語で作成および提出することができる書類 (Documents that may be drawn up and delivered in other languages)<sup>(2)</sup>**

(1) 本条が適用される書類は, これを英語以外の言語で作成し登記官に提出することができる。当該書類が登記官に提出されるときには, 認証のある英語による翻訳を

(1) 本条は, 1985年会社法第710B条に代わるものであるが, 内容面で変更を加えるものではない。Palmer's Company Law Annotated Guide to the Companies Act 2006, 2nd ed., 2009, p. 923.

(2) 本条は, イギリス以外の国で設立され英語以外の言語を用いる会社の存在を前提とするものであり, EU加盟国としてのイギリスにとっては不可避の問題に対応するものといえよう。2009年外国会社規則 (the Overseas Companies Regulations 2009 (SI 2009/1801)) は, 本条を受け, 外国会社が作成する多数の文書について英語以外の言語でこれを作成し登記官に提出することを認める一方, 認証のある英語訳の添付を強制している。Palmer, *ibid.* pp. 923-924.

添付しなければならない。

(2) 本条は、次の各号に定めるものにこれを適用する。

- (a) 本法第3編第3章(会社の定款(constitution))に影響を及ぼす取決め(agreements)に基づき登記官にも転送することを要する取決め(agreements)
- (b) 本法第400条第2項第e号または第401条第2項第f号(より大きな企業グループの計算書類に含まれる会社: グループ計算書類の写しの提出義務)に基づいて提出することを要する書類
- (c) 本法第25編(会社の担保(company charges))に基づいて提出することを要する証書または証書の写し(instruments or copy instruments)
- (d) 国務大臣の定める規則において定められるその他の種類の書類

(3) 本条に基づく規則は、不採択決議手続に服する。

#### 第1106条 翻訳の任意提出 (Voluntary filing of translations)<sup>(3)</sup>

- (1) 会社は、当該会社に関する書類で登記官に提出されるまたは提出されたものについて、一または二以上の認証のある翻訳を登記官に提出することができる。
- (2) 国務大臣は、規則をもって次の各号に定めるものを特定することができる。
  - (a) 前項の取扱い(facility)を利用することができる言語、および、
  - (b) 前項の取扱いを利用することができる書類の種類
- (3) 前項の規則は、第1項の取扱いは次の各号に定めるものに関して2007年1月1日以降これを利用することができる旨を定めなければならない。
  - (a) ユーロ圏連合のすべての公式言語(official languages)、および、
  - (b) EU指令に基づく開示要件(the Directive disclosure requirements)(第1078条参照)に服する一切の書類
- (4) 提出の様式および方法に関して要件を課することができる登記官の権限は、原文の書類の特定ならびに翻訳を原文と関連付けることを可能にする様式および方法での翻訳の提出に関して要件を課す権限を含む。
- (5) 本条に基づく規則は、不採択決議手続に服する。
- (6) 本条は、原文の書類が本条の施行前に登記官に提出されていた場合にはこれを適用しない。

#### 第1107条 認証のある翻訳 (Certified translations)

- (1) 本編において、「認証のある翻訳」とは、正確な翻訳である旨の認証のある翻訳を意味する。
- (2) 原文で用いた言語による書類と認証のある翻訳との間に何であれ不一致があるときは、次の各号に定めるところによる。
  - (a) 当該会社は、第三者に対する関係で当該翻訳に依拠しないことができる。
  - (b) 第三者は、当該翻訳に依拠することができる。ただし、当該会社が、当該第

- 
- (3) 本条は、改正第1会社法指令(the amended First Company Law Directive)の一定の要件を実現するために設けられた新設規定である。Palmer, *ibid*, p. 924.

三者が原文について知っていたことを証明したときは、この限りでない。

(3) 「第三者」とは、当該会社または登記官以外の者を意味する。

使用言語要件：字訳 (Language requirements: transliteration)<sup>(4)</sup>

**第1108条 名称および住所の字訳：認められる字体** (Transliteration of names and addresses: permitted characters)

(1) 登記官に提出される書類に記載される名称および住所は、認められた文字 (letters)、字体 (characters) および記号 (symbols) (アクセント記号 (accents) その他の発音区別符号 (diacritical marks) を含む。) のみを含むものでなければならない。

(2) 国務大臣は、規則をもって、次の各号に掲げる定めを設けることができる。

(a) 認められる文字、字体および記号 (アクセント記号その他の発音区別符号を含む。) に関する定め、および、

(b) 認められた様式に字訳されていない名称および住所を含む書類の提出を許容または要求する定め

(3) 本条に基づく規則は、不採択決議手続に服する。

**第1109条 名称および住所の字訳：ローマ字による任意の字訳** (Transliteration of names and addresses: voluntary transliteration into Roman characters)

(1) 名称または住所が、ローマ字以外の文字を用いて認められた様式で登記官に提出されるまたは提出されたときは、提出書類が関連する会社 (またはその他の団体) は登記官に対し、ローマ字による字訳を提出することができる。

(2) 提出の様式および方法に関して要件を課することができる登記官の権限は、原文の書類の特定ならびに字訳を原文と関連付けることを可能にする様式および方法での字訳の提出に関して要件を課す権限を含む。

**第1110条 名称および住所の字訳：認証** (Transliteration of names and addresses: certification)

(1) 国務大臣は、規則をもって、字訳の認証を要求し、かつ、字訳の様式を規定する定めを設けることができる。

(2) 義務的な字訳および任意の字訳についてはそれぞれ異なった定めを設けることができる。

(3) 本条に基づく規則は、不採択決議手続に服する。

補則 (Supplementary provisions)

**第1111条 認証または確認に関して登記官の定める要件** (Registrar's requirements as to certification or verification)

(1) 何らかの法令に基づいて登記官に提出することを要する書類または提出することが認められる書類が、次の各号に定めることを要するときは、登記官は、次の各号

---

(4) 第1108条から第1110条は新設規定である。Palmer, *ibid*, pp. 925-926.

に定める認証または確認を行う者、すなわち当該者の種別に関する要件を課することができる。

(a) 正確な翻訳または字訳としての認証を受けること、または、

(b) 正確な写しとしての認証または確認を受けること

(2) 第1068条（提出に係る様式、認証および方法に関して登記官の定める要件）により付与される権限は、認証または確認に関して、当該認証または確認が一つの独立した書類であるとみなしてこれを行行使することができる。

(3) 本条に基づいて課される要件は、関連する書類の認証または確認に関して何らかの法令によって課される要件と矛盾するものであってはならない。

#### 第1112条 包括的虚偽記載罪<sup>(5)</sup>

(1) ある者が故意にまたは未必の故意により (knowingly or recklessly) 次の各号に定める行為を行うことは、犯罪である。

(a) 会社法の目的に関連して、重要な事項について誤解を招き、不実であり、または欺瞞的である書類を登記官に対して提出すること、または、当該書類を登記官に対して提出させること、または、

(b) 会社法の目的に関連して、重要な事項について誤解を招き、不実であり、または欺瞞的である説明を登記官に対して行うこと

(2) 本条に基づいて有罪となる者は、以下の各号に定める刑に処せられる。

(a) 陪審による有罪判決の場合は、2年を超えない禁錮もしくは罰金またはその併科；

(b) 陪審によらない有罪判決の場合は、以下に定めるところによる。

(i) イングランド・ウェールズにおいては、12箇月を超えない禁錮もしくは法定最高限度額を超えない罰金またはその併科；

(ii) スコットランドまたは北アイルランドにおいては、6 箇月を超えない禁錮もしくは法定最高限度額を超えない罰金またはその併科

#### 第1113条 会社の提出義務の履行実現 (Enforcement of company's filing obligations)<sup>(6)</sup>

(1) 本条は、会社が次の各号に定める会社法上の義務の履行を怠っているときにこれを適用する。

(a) 書類を登記官に提出する義務、または、

(b) 登記官に対しある事項を通知する義務

(2) 登記官または前項の会社のいずれかの社員もしくは債権者は、会社に対する通知を行い、当該会社が前項各号に定める義務を履行するよう要求することができる。

---

(5) 本条は、関連書類の虚偽記載等に適用される包括的な刑事罰規定であり、2006年会社法改正に当たって行われた勧告 (the Company Law Review Final Report para. 11. 48) に応じて設けられた新設規定である。Palmer, *ibid*, p. 927.

(6) 本条は、1985年会社法第713条に代替する規定である。Palmer, *ibid*, p. 927.

(3) 前項の会社が通知の送達後14日以内に義務の懈怠を是正しないときは、登記官または当該会社のいずれかの社員もしくは債権者は、裁判所に対し、当該会社および当該会社の特定の役員に対して所定の期限内に義務懈怠を是正することを命ずる命令の発給を求める申し立てを行うことができる。

(4) 前項の裁判所の命令は、申立それ自体のまたは申立に付随するすべての費用 (costs) (スコットランドでは費用 (expenses)) はこれを当該会社または義務懈怠につき責任のある当該会社の役員が負担する旨を定めることができる。

(5) 本条は、第1項の義務の懈怠を犯罪としまたはこれに民事罰 (civil penalty) を科す法令の適用に影響を及ぼさない。

**第1114条 書類および提出に関する規定の適用 (Application of provisions about documents and delivery)<sup>(7)</sup>**

(1) 本編においては、次の各号に定めるところによる。

(a) 「書類」 (document) とは、何らかの様式で記録された情報を意味し、

(b) 書類を提出するとは、当該書類を転送すること (forwarding)、差し出すこと (lodging)、登録すること (registering)、送付すること (sending)、または提示すること (submitting) または (通知の場合は) 通知すること (giving) を含む。

(2) 別段の定めがある場合を除いて、本編は、書類の提出に関してこれを適用するのと同様、書面以外の様式による登記官への情報の提供に関してもこれを適用する。

**第1115条 電磁的方法に関する補則規定 (Supplementary provisions relating to electronic communications)<sup>(8)</sup>**

(1) 登記官の定める規則は、会社 (またはその他の団体) に対し、電磁的方法 (electronic means) によって登記官に情報 (material) を提出する方法 (facility) を利用するための条件として、登記所が会社 (またはその他の団体) に対する情報の伝達を行うために電磁的方法を用いることについて必要な同意を行うことを要求することができる。

(2) 登記官の署名または登記官の捺印を付すことを要する書類は、電磁的方法によって送信されるときは、登記官の定める規則によって定められる方法でこれに認証するものとする。

**第1116条 官報公開の代替手段 (Alternative to publication in the Gazette)<sup>(9)</sup>**

(1) 別段の定めがなければ官報 (Gazette) において登記官が公開することを要す

(7) 本条は、1985年会社法第715A条に代替する規定である。Palmer, *ibid*, p. 928.

(8) 本条は、1985年会社法第710A条に代替する規定である。Palmer, *ibid*, p. 928.

(9) 本条は、2006年会社法改正に当たって行われた勧告 (the Company Law Review Final Report para. 11. 48) に応じて設けられた新設規定である。Palmer, *ibid*, p. 929.



る通知は、官報公開に代えて、国務大臣の定めた規則に従って登記官がその都度、承認することができる方法によってこれを公開することができる。

(2) 国務大臣は、規則をもって、認められる官報公開の代替手段の内容に関して定めを設けることができる。

(3) 前項の規則は、特に、次の各号に定めることを行うことができる。

(a) 電磁的方法の利用を要求すること；

(b) (i) すべての通知または特定種類のすべての通知について、かつ、(ii) 当該通知が関連する会社（またはその他の団体）がイングランド・ウェールズ、スコットランドまたは北アイルランドのいずれで登記されたかを問わず、同一の方法を利用することを要求すること；

(c) 前号の通知を入手する際の方法に関して条件を課すこと。

(4) 本条に基づく規則は、不採択決議手続に服する。

(5) 本条に基づいて認められる方法によって通知を公開するに先立ち、登記官は、少なくとも 1 回はその旨の通知を官報に公開しなければならない。

(6) 本条の定めは、登記官が官報と本条により認められる方法の双方によって通知を公開することを妨げるものではない。登記官が官報と本条により認められる方法の双方によって通知を公開する場合は、いずれかの方法によって最初に通知が行われたときに通知公開の要件が充足される。

#### 第1117条 登記官の定める規則 (Registrar's rules)

(1) 本編の規定が、登記官が一定の事項に関して定めを設けることまたは要件を課すことを可能にする場合は、登記官は、本条に基づく規則によって当該定めを設けまたは当該要件を課すことができる。本条は、その他の方法によって当該定めを設けまたは当該要件を課すことを妨げない。

(2) 登記官の定める規則は、次の各号に定めることを行うことができる。

(a) 事案の違いに応じて異なった定めを設けること、および、

(b) 登記官が当該規則のいずれかの適用を排除または修正することを許容すること。

(3) 登記官は、次の各号に定めることを行わなければならない。

(a) 登記官の定める規則によって影響を受ける者に当該規則を知らせるための適切な方法で当該規則を公示すること、および、

(b) 前号の規則を文書化したもの（書面または電磁的記録）を公衆の利用に供すること。

#### 第1118条 統合基金への支払 (Payments into the Consolidated Fund)

統合基金への収入金 (receipts) の払込みに係る会社法またはその他の法令のいかなる定めも、1973年政府運用基金法<sup>(10)</sup> (the Government Trading Funds Act 1973 (c. 63)) の第 3 条第 1 項の登記官への適用に影響を及ぼすものとしてこれを読んで

---

(10) 政府運用基金法とは、政府機関が行う一定の業務について、担当大臣が当該業務の遂行方法として適切と判断するときに、財務大臣の同意を得て定める命



はならない。

**第1119条 登記官の職務の外部委託契約** (Contracting out of registrar's functions)<sup>(11)</sup>

(1) 1994年規制緩和および外部委託法 (the Deregulation and Contracting Out Act 1994 (c. 40)) の第69条に基づいて定められる命令によって、ある者が、何であれ法令に基づき登記官に提出される書類についてその提出を受領する権限を登記官によって授与される場合、登記官は、その種の書類はこれを受領権限を与えられた者の特定の住所に宛てて提出するよう命令することができる。その命令は、これを印刷し (有料または無料で) 公衆縦覧に供しなければならない。

(2) 前項の特定の住所以外の住所に宛てて提出された前項の書類は、これを提出されなかったものとして扱う。

(3) 登記官の定める規則は、1994年規制緩和および外部委託法の第71条 (外部委託の対象から除かれる業務) の目的に関連して、下位立法 (subordinate legislation) とならない。

**第1120条 本編の外国会社への適用** (Application of this Part to overseas companies)<sup>(12)</sup>

[削除]

[中村信男]

---

令によって運用基金 (trading funds) を設置し、当該基金が調達する資金によりこれを行うことを可能にする法律である (同法第1条第1項・第2項参照)。会社法関連では、会社登記所 (the Companies House) がこの運用基金の一つである。このほか、政府造幣局 (Crown Mint) も運用基金の一つとして運営されている。

(11) 本条は、1985年会社法第704条第3項および第4項に代替する規定である。Palmer, *supra* note 1, at 930.

(12) 本条は、一部が2007年1月1日から先行施行され (SI 2006/3428 第2条第2項第d号)、残りの部分が2009年10月1日からの施行となる予定であったが (SI 2008/2860 第3条第r号)、2009年の2006年会社法 (第35編) (事後改正、経過規定および留保事項) 命令 (the Companies Act 2006 (Part 35) (Consequential Amendments, Transitional Provisions and Savings) Order 2009 (SI 2008/1802)) の第16条によって廃止されている。Palmer, *ibid*, p. 930.